

1. 件名：日本原燃株式会社再処理施設等における既設の設備機器等に係る健全性の評価等も含めた使用前事業者検査の実施方針についての面談

2. 日時：令和3年7月29日（木）14時20分～15時25分

3. 場所：原子力規制庁2階打ち合わせスペース（TV会議システムを利用）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

大東首席原子力専門検査官、館内主任原子力専門検査官、

関主任原子力専門検査官、小野原子力専門検査官

日本原燃株式会社

再処理事業部副事業部長 他10名

5. 要旨

- 日本原燃株式会社から、既設の設備機器等に係る健全性の評価等も含めた使用前事業者検査の実施方針について、資料に基づき以下の説明があった。
  - ・ 腐食を考慮する容器等の板厚に係る使用前事業者検査（以下「寸法検査」という。）の方法として、建設時の板厚は、計測により板厚が公称値の許容範囲内であること、現状の板厚は、設計腐食速度又は新設時の板厚と現状の板厚を用いた余寿命評価により、初回の定期事業者検査までの期間以上板厚が確保できることを確認する。
  - ・ 機器等の耐圧・漏えい検査の検査概要及び判定基準の考え方については、重大事故等対処設備の設計条件による各機器等の最高使用圧力等を現在精査中である。
  
- 原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。
  - ・ 腐食を考慮する容器等の寸法検査の判定基準（数値）は、検査要領書に記載されるが、当該要領書作成の前提として、その求め方及び根拠について社内標準等で明確にすること。
  
- 日本原燃株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：設工認に係る補足説明資料 既設の設備機器等に係る健全性の評価等も含めた使用前事業者検査の実施方針

以上